

よりよい面会交流の実現に向けて

弁護士 茶木 真理子



1 先日、超党派による議員連盟が、未成年の子どもがいる夫婦が協議離婚をする際に、子どもとの面会交流や養育費の分担に関する取決めを書面にまとめたうえで、この書面を離婚届に添付して市区町村に提出するよう求める新法の素案をまとめ、今国会への提出を目指しているとの報道がありました。

平成23年、民法の規定が改正され、父母は離婚にあたって、面会交流や養育費についても取決めをすること、その際は子の利益を最も優先することが明記されました。しかし、協議離婚が離婚の90%近くを占めている中で、様々な統計を見ても、実際に面会交流や養育費の取決めがされている割合は決して高くありません。平成24年4月からは、この民法改正を受けて、離婚届に面会交流と養育費の取決めの有無の回答欄が設けられましたが、その取決めには口頭による合意も含まれており、書面化を促進する必要があると日弁連の意見書でも指摘されていたところでした。

今回の素案は、取決めをまとめた書面の提出は努力義務に過ぎず、罰則規定も設けないとのことではありますが、夫婦間での協議を促進させるとともに、書面化を要求することで実のある協議が行われ、さらには履行確保にも繋がっていくことが期待されます。さらに、素案では、国や地方自治体において、取決めについての相談支援体制を整備することも盛り込まれるようであり、子どもの利益に沿った適切な内容の取決めがなされることに資するものと思われます。

2 離婚を経験する子どもへの支援は、これまでも幾つかの地方自治体では既に行われてきました。その先駆けともいえるのが、明石市の取り組みです。明石市では、離婚後の子どもの養育支援として、相談体制の充実、養育合意書・養育プランといった参考書式の配布、「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布、親子交流サポート事業の開始といった取り組みが既に実施されています（詳細については、明石市のホームページで紹介されています）。そして、その流れは、徐々に他の地方公共団体にも広がってきています。

3 「離婚事件の実質的な当事者は、子どもである」と言われます。子どもは、親の離婚で大きく傷つき、できることなら仲の良い両親に戻ってほしいと望んでいま

す。自分のせいで離婚になったのではないかと、自らを責める子どももいます。夫婦としてはやっていけない、これ以上一緒にいると余計に子どもにつらい思いをさせてしまう、だから別居する、離婚する、というのはやむを得ない選択だと思います。しかし、子どもは、どんな親であっても、親を愛し、求めています。そのような子どもの気持ちを尊重してやるのが親の務めであろうと思います。

その一方で、やはり、離婚に至るまでの経緯の中で、相手方の暴力等により、深く傷ついている当事者の方がおられることも事実です。離婚によって、ようやく精神的な安定を得られたという方もたくさんおられます。そのような方にとっては、子どもが相手方に会うということだけでも、心を乱され、今の生活を脅かされるのではないかとといった不安を持たれることも十分理解できます。

4 このように、どうしても当事者だけでは面会交流の実施が難しいというケースがあります。そのため、当事者間の連絡、子どもの受け渡し、面会交流の立ち会いといった支援を行う第三者機関が全国には存在し、その数は増えつつあります。京都から近いところでは、大阪に「公益社団法人家庭問題情報センター」(FPIC)があり、京都で支援を必要とされる当事者にはこのFPICを紹介してきました。ただ、京都にお住まいの方にとっては、お子さんを連れて大阪まで出向くことはどうしても負担になります。

そこで、平成28年5月現在、元家庭裁判所調停委員の方や当事務所に在籍していた福市弁護士、私を含む当事務所の弁護士、その他趣旨に賛同してくださった方々が中心となって、京都において面会交流支援を行う団体の立ち上げを進めています。子どもの利益を重視した適切な面会交流が円滑に行われることを目指し、無事団体を立ち上げ、その活動を是非軌道に乗せたいと思います。その暁には、皆さまに改めてご紹介、ご報告させていただきたいと思いますが、関心がおありの方は、私まで気軽に声をかけていただければ幸いです。